

## 観光振興に関する提言

地域の観光産業を振興するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物、自然景観及び歴史文化財など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。  
特に、観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。  
また、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を継続するとともに、免税制度及びCIQ体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 民泊事業については、騒音など生活環境の悪化に対する住民の不安解消に努めつつ、健全な普及が図られるよう制度を運営すること。  
また、地方における住宅宿泊事業の届出の促進が図られるよう手続きの簡素化や制度の周知など、必要な取組を行うこと。
5. 新型コロナウイルス感染症対策関係
  - (1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
  - (2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の現場の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うとともに、風評被害対策を実施すること。